

議案第 2 2 号

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 7 年かす
みがうら市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

(4) シャワー室

第 7 条中「第 4 条」を「第 4 条（第 4 号を除く。）」に改める。

第 1 7 条第 6 号中「調理実習室の使用に係る使用料（以下「利用料金」とい
う。）」を「利用料金」に改める。

第 1 8 条中「利用料金」を「交流センターの使用に係る使用料（以下「利用
料金」という。）」に改める。

別表に次のように加える。

シャワー室	1 5 分当たり 2 0 0 円	
-------	------------------	--

別表備考中「使用」を「直売所又は食堂の使用」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。